

住之江連合地域活動協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

本会の名称は、住之江連合地域活動協議会(以下、「本会」という。)とする。
事務所を、大阪市住之江区御崎4丁目1番12号 御崎福祉会館に置く。

(活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、住之江区御崎1丁目、御崎2丁目、御崎3丁目、御崎4丁目、浜口西2丁目、南加賀屋1丁目の地域(以下、「住之江地域」という。)とする。

(目的)

本会は、住之江地域を、住みよい・働きよい・学びよい元気なまちにするため、住之江地域で活動する諸団体や、居住する者、事業所・営業所を有する者、勤務する者、学ぶ者等が、相互に連携・協力して活動を行い、多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

本会は、別表に定める地域のまちづくりに活動する団体(以下、「構成団体等」という。)をもって構成する。

(活動)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員及び監事

(役員及び監事)

本会に、次の役員及び監事(以下、「役員等」という。)を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)会計 2名
- (4)書記 2名
- (5)事務局長 1名
- (6)監事 2名

(役員等の選任)

役員等は、第3章に定める運営委員会において選任する。

監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

(1)会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3)会計は、本会の会計を担当する。

(4)書記は、本会の会務、記録を担当する。

(5)事務局長は、役員会及び運営委員会の審議に関する事務を担当する。

(6)監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監査する。

(役員等の任期)

役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。定年は、原則として満75歳の誕生日の属する年度末とする。

補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

初年度のみ、25年4月1日～26年3月31日とする。次期より他団体の任期と合わせる。

(役員会の開催)

役員会は、必要に応じて開催し、運営委員会の審議に必要な事項を討議する。

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

運営委員会は、別表に定める「構成団体等」の代表者の協議により選出した者、並びに第4章に定める各部会長を運営委員(以下「運営委員」という。)として組織する。

(運営委員会の議決事項)

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 住之江地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

運営委員会は、会長が招集する。

運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の過半数から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の委任等)

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって他の運営委員を代理人として委任することができる。

この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所

(2)運営委員の現在数及び出席者数(委任状提出者数を含む。)

(3)開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

議事録は、議長とその会議において選任された議事録署名人が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

活動区域の住民(以下、「地域住民」という。)、又は地域の関係者から運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1)総務部会

総務、予算・決算、コミュニティビジネス支援等に関する事業

(2)防災・防犯・交通安全部会

防災・防犯、交通安全、環境美化、まちづくり等に関する事業

(3)福祉・健康部会

地域福祉、高齢者・身障者支援等に関する事業

(4)子ども・青少年部会

子ども見守り・健全育成、青少年健全育成等に関する事業

(5)教育・研修部会

地域住民の生涯学習、各種教育・研修等に関する事業

(6)行事・イベント部会

地域の行事・イベント等に関する事業

(7)広報部会

広報誌の発行等、情報等の送受信や広報等に関する事業

各部会に、部会長1名、副部会長1名、部会書記1名、部会会計1名を置く。

各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

本会の構成団体等は、(1)～(7)のいずれかの部会に所属するものとする。

本会の構成団体等は、必要に応じ関連する他の部会の会議等に出席・参画することができる。

本会の構成団体等が事業を行う場合は、第5章によるものとする。

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に運営委員会の承認を受けなければならない。
部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
監事による監査結果について、地域住民、又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

本会の経費は、補助金、寄付金等をもって支弁する。

(会計帳簿の整備及び公開)

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
地域住民、又は地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

この規約の施行日 2013年3月15日

令和5年5月18日現在

構成団体等に関する名簿

住之江連合地域活動協議会

	構成団体等の名称		構成団体等の名称
1	住之江連合町会	37	住之江小学校PTA協議会
2	御崎1丁目東町会	38	住之江小学校区教育協議会はぐくみネット
3	御崎1丁目西町会	39	住之江校下地域育成会
4	御崎2丁目東町会	40	住之江校下子ども会
5	御崎2丁目西町会	41	住之江校下青少年指導員会
6	御崎3丁目町会	42	住之江校下青少年福祉委員会
7	御崎4丁目町会	43	住之江小学校体育施設開放委員会
8	浜口西2丁目町会	44	住之江小学校
9	住之江連合町会女性部	45	真住中学校体育施設開放委員会
10	住之江地区社会福祉協議会	46	真住中学校
11	大和川右岸水防事務組合水防団敷津浦分団	47	住之江小学校「いきいき」
12	住之江連合防犯パトロール隊	48	住之江小学校運動場の緑化実行委員会
13	住之江小学校子ども安全見守り隊	49	住之江小学校生涯学習ルーム運営委員会
14	住之江地区地域防災リーダー会	50	住之江地区大阪市生涯学習推進員会
15	防犯協会住之江地域防犯支部	51	住之江地区大阪市人権啓発推進員会
16	住之江地区少年補導員連絡会	52	住之江連合納涼夏祭り実行委員会
17	御崎北公園愛護会	53	住之江連合大運動会実行委員会
18	御崎東公園愛護会	54	高崎神社氏子総代会
19	浜口西公園愛護会	55	御崎北町獅子お囃子連保存会
20	住之江地区地域ネットワーク委員会	56	夏越女保存会
21	住之江地区老人会	57	住吉踊り保存会住之江支部
22	住之江地区民生児童委員会	58	御崎北地蔵講
23	保護司会住之江分会	59	御崎2丁目西地蔵尊奉賛会
24	住之江地区更生保護女性会	60	住之江地区コミュニティ広場管理運営委員会
25	住之江地区母と子の共励会	61	広報発信委員会
26	住之江木の実園	62	おひさま鍼灸接骨院
27	NPO法人さくら（r3.6.17退会）欠番	63	住之江公園管理事務所
28	住之江地区遺族会（r5.3.31解散）欠番	64	ふれあい喫茶
29	住之江地区緑化推進員会	65	みさきようちえん
30	高齢者食事サービス連絡会	66	日本ボーイスカウト大阪第81団
31	住之江地区食生活改善推進員協議会	67	一般財団法人ウッズブック社
32	住之江地区体育厚生協会	68	住之江わくトク倶楽部
33	住之江地区スポーツ推進委員協議会	69	住之江小学校フットボールクラブ(住之江FC)
34	御崎福社会館・老人憩いの家	70	一般社団法人つながりくらぶ
35	浜口西福社会館・老人憩いの家	71	大阪護国神社
36	御崎北町会館・老人憩いの家		